

令 和 元 年 度

大阪市資金不足比率審査意見書

監 第 23 号
令和 2 年 8 月 19 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市監査委員 森 伊吹
同 松井 淑子
同 大内 啓治
同 西川 ひろじ

令和元年度大阪市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

令和元年度大阪市資金不足比率審査意見

頁

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠	1
第 2 審査の種類	1
第 3 審査の対象	1
第 4 審査の着眼点	1
第 5 審査の主な実施内容	1
第 6 審査の実施場所及び日程	1
第 7 審査の結果	2

令和元年度大阪市資金不足比率審査意見

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

令和元年度大阪市決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定された資金不足比率審査

第3 審査の対象

1 令和元年度決算に基づく資金不足比率

(1) 地方公営企業法適用企業

ア 水道事業会計

イ 工業用水道事業会計

ウ 中央卸売市場事業会計

エ 港営事業会計

オ 下水道事業会計

(2) 地方公営企業法非適用企業

ア 食肉市場事業会計

2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

第5 審査の主な実施内容

審査に当たっては、令和元年度決算に基づく資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項について各算定様式及び決算諸表と照合した。なお、各決算諸表の証憑類との照合等については、令和元年度公営・準公営企業会計及び食肉市場事業会計決算審査と併行して審査した。

第6 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

関係所属（水道局・中央卸売市場・港湾局・建設局）及び執務室（行政委員会事務局）

(2) 実施日程

令和2年4月17日から同年8月19日

第7 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手続を実施した限りにおいて、重要な点において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係諸規定に準拠して作成されており、かつ正確であることが認められた。

市長から提出を受けた資金不足比率は図表－1のとおりである。

図表－1 令和元年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 ^{(注)1}
水道事業会計	(－) —
工業用水道事業会計	(－) —
中央卸売市場事業会計	(－) —
港営事業会計	(－) —
下水道事業会計	(－) —
食肉市場事業会計	(－) —
経営健全化基準	20.0

(注) 1 資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。

2 () 内は前年度比率を、資金不足額が発生していない場合、「－」を記載している。

(参考) 各公営企業会計の状況

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。

全会計において資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていない。

資金の不足額		
資金不足比率	=	
事業の規模		
○資金の不足額		
法適用企業	(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額	
法非適用企業	(繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額	
(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。		
○事業の規模		
法適用企業	営業収益の額 - 受託工事収益の額	
法非適用企業	営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額	

(比率を除いた単位：百万円)

項目		令和元年度	平成30年度	差引増△減
法適用企業	水道事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	61,849	62,052
		資金不足比率	—	—
	工業用水道事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	1,348	1,389
		資金不足比率	—	—
	中央卸売市場事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	5,786	5,728
		資金不足比率	—	—
	下水道事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	63,413	64,171
		資金不足比率	—	—
	港営事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	12,796	11,824
		資金不足比率	—	—
法非適用企業	食肉市場事業会計	資金の不足額	—	—
		事業の規模	670	693
		資金不足比率	—	—

(注) 1 資金不足比率の算定においては、資金の不足額を正の値として算定する。

2 港営事業会計は、宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計であるため、資金の不足額の算定にあたり土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例が適用されている。